



2017年3月15日  
全国港湾16発第90号  
港運同盟発17-第16号

厚生労働省 職業安定局  
局長 生田正之 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義信



### 港湾労働政策に係る申入書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

### 記

1. TPP（環太平洋経済連携協定）並びに米国との FTA（自由貿易協定）が港湾運送事業者と港湾労働者に及ぼす悪影響対策について
  - (1) TPP の批准は、これまで以上に規制緩和政策を促進することに鑑み、港湾労働分野への悪影響を考慮し、貴省として反対の立場で対応すること。
  - (2) 米国新政権樹立に伴い、TPP 並びに米国との FTA が港湾運送事業者並びに港湾労働者に対しどのような悪影響を及ぼすか、現段階で把握している情報について開示されたい。

## 2. 労働法制に係わる諸問題について

- (1) 労働政策審議会、及び関係部会・専門委員会などの構成についてILOによる三者構成の原則堅持を維持すると共に、引き続き貴省として政府に対し同様の立場で対応すること。

尚、政府より何らかの動きや港湾運送事業者及び港湾労働者にとって不利益な対応が行われようとしたとき、直ちに港湾労働組合への情報開示並びに事態の打開に向けた措置を講じること。

- (2) 「働き方改革実現会議」や労働法制改悪については断固反対である。そのうえで、労働法制改定の国会審議如何に関わらず、港湾運送事業及び港湾労働分野については、現行の港湾労働法堅持を基本とし、港湾労働分野に波及させないこと。また、都度政府の動きに対し情報開示を行うこと。

- (3) 地域別最低賃金について、政府審議会が答申・確認した概ね3%改定について、港運労使による各産別制度賃金協定引き上げをリードする施策を講じること。

## 3. 港湾労働者の雇用安定・職域拡大について

- (1) 港湾労働法順守徹底並びに法整備について

- ① コンテナターミナルゲート作業（ダメージチェック、シールチェック等）を港湾労働者の職域として確保すべく、国交省とどのような意見交換ができているか報告を行うと共に、港湾労働者の職域として指導並びに法整備を国交省と共に施策を講じること。
- ② 港湾労働法の全港・全職種適用は貴省として、その必要性を認めると共に、港運事業者団体に対しその旨の指導を行うこと。

- (2) 港湾労働者の雇用の安定を図る措置について

- ① 港湾倉庫指定にあたり、海貨貨物を扱う全ての倉庫を港湾倉庫に指定すること。  
また、港湾倉庫作業は港湾運送事業法適用として国交省と港湾労働組合とで協議の場を設定すること。  
そして、港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業者に雇用された労働者とする  
こと。
- ② 地方港における特定港湾倉庫指定状況の情報開示並びに、指定を行うにあたり適切に指定されるよう措置すること。
- ③ 港運労使協定である六大港による「日雇い不使用協定」順守徹底指導並びに六大港

以外でも常用労働者による港湾労働秩序の確立を促進すること。

- ④ 非港湾運送事業者に雇用された港湾労働者証発行状況について情報開示のうえ、検討の場を設定し、港運労使による雇用職域・業域拡大の取り組みに資すること。

#### 4. 港湾労働の安心・安全を確保するために

- (1) 港湾労働の石綿被災対策について港運労使にのみ委ねるのではなく、政労使四者協議再開とそれに向けた貴省と港湾労働組合との協議の場を設定すること。
- (2) フレキシブルバックを利用した輸送について、国交省をはじめ各関係省庁と連携のうえ禁止措置を講じると共に、港湾労働組合との協議の場を設定すること。
- (3) 港湾運送及び海コン輸送の安全確保について、国際連合の危険有害物輸送勧告批准並びに国内法整備について、港湾労働組合を入れた各関係省庁連絡会議を設置すること。

以 上